

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

個人世帯向け

個人世帯向け	給付 (もらえる)	すべての人に	特別定額給付金	一律1人10万円を給付	◆玉名市総務課 給付金対策室 ☎ 75・1406、75・1111
	貸付 (かりる)	家計の維持が難しい	緊急小口資金 (特例貸付)	貸付上限～10万円 特に必要な場合～20万円 据置期間1年以内、償還期間2年以内	◆玉名市社会福祉協議会 ☎ 73・9050
			総合支援資金 (特例貸付)	2人以上世帯は～月20万円、単身は～月15万円 据置期間1年以内、償還期間2年以内(原則3カ月まで)	

事業主向け

事業主向け	給付 (もらえる)	自粛などで売上半減	持続化給付金	2020年の売上が前年同月比50%減の場合 年換算した減収分を給付 上限：中小200万円、個人事業100万円	◆経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570・783・183	
		自粛などで売上減少 (30～50%)	熊本県事業継続支援金	持続化給付金対象外の事業主のうち、ひと月の 売上が前年同月比で30%～50%減の場合 上限：法人20万円、個人事業10万円	◆熊本県商工政策課 ☎ 096・333・2828	
		従業員に休んでもらう	雇用調整金 (コロナ特別)	休業手当の一部助成 助成率は企業規模、雇用条件で変動	◆厚生労働省コールセンター ☎ 0120・60・3999 ◆熊本労働局職業対策課分室 ☎ 096・312・0086	
	従業員に子どもがいる	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者に有給を与えた場合 企業に助成金 (日額8,330円) を支給 対象期間：2020年2月27日～6月30日			
	フリーランスで子どもがいる	小学校休業等対応支援金	一定の要件を満たし、就業できなかった場合 助成金 (日額4,100円) を支給 対象期間：2020年2月27日～6月30日			
			玉名市内の飲食店	玉名市飲食店特別支援金	2020年3月1日に営業していた事業者 一律10万円を給付 申請は6月30日まで	◆玉名市商工政策課 ☎ 71・2065
			玉名市内の宿泊業者	玉名市宿泊施設特別支援金	2020年3月1日に営業していた事業者 20～100万円を給付 申請は6月30日まで	
		休業要請の対象施設	熊本県休業要請協力金	4月22日～5月6日まで休業した対象施設 10万円を給付 申請は6月30日まで	◆熊本県商工政策課 ☎ 096・333・2828	
	補助金	投資をする	生産性革命推進事業	ものづくり・商業・サービス補助 持続化補助、IT導入補助	◆中小企業基盤整備機構 ☎ 03・6459・0866	
	貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 (借り換え可) 据え置き 最大5年	◆日本政策金融公庫 ☎ 0120・154・505	
			セーフティネット4号・5号 ／危機関連保証	融資限度額8000万円、保証料なし (借り換え可) 融資額8000万円までの利子は市で3年間補助	◆民間金融機関 ◆玉名市商工政策課 ☎ 71・2065	
	猶予	税金の納税が困難	法人税、消費税、 固定資産税など 基本的にすべての税資	事業収入が前年同月比で20%以上減少した場合 無担保、延滞税なしで原則1年間納税猶予 固定資産税・都市計画税の軽減措置	◆玉名市税務課 納税対策室 ☎ 75・1115 ◆玉名税務署 ☎ 72・2125	
		社会保険料が払えない	健康保険料や 厚生年金保険料の猶予	事業について著しい損失を受けた場合に 納付が猶予	◆健康保険協会または組合 ◆日本年金機構	
		水道料金・下水道使用料 ガス料金・電気料金	電気代・ガス料金・ 水道料金・下水道使用料の 支払猶予	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、 水道料金・下水道使用料・電気料金・ガス料金 の支払いに困難な事情がある場合、猶予	◆玉名市上下水道総務課 ☎ 75・1140 ◆ガス契約会社 ◆電気契約会社	

このほかにも事業主向け、個人向けそれぞれに各種支援策があります。  
ご相談は、商工会議所、商工会でも受け付けます。

内容：令和2年5月8日現在